

第2部 アジアの社会開発と法 第8章 開発, 障害者と法 - アジアにおける障害者立法の発展 -

著者	小林 昌之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	196
雑誌名	アジアの経済社会開発と法
ページ	243-270
発行年	2002
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014085

第 8 章

開発，障害者と法

アジアにおける障害者立法の発展

はじめに

国連の発表によると、世界には少なくとも5億人以上の人々がなんらかの形で障害をもち、そのうち4億人が発展途上国にいと推定されている。しかし、経済成長が優先されてきた環境においては、障害者の問題はなかなか政策のなかに登場することはなかった。そもそもアジアの途上国において社会福祉は大衆的貧困を解決する社会政策の一つとして位置づけられてきたが [赤塚 1991: 157]、経済開発に資源が集中したため社会保障や社会福祉の整備・拡充が進まない状態が続いてきた。このことはアジア経済危機に際し、ソーシャル・セーフティー・ネットの構築が緊急の課題とされたことでも知ることができる。このような状況において障害者の問題、すなわち障害者の権利と福祉は、なおさら顧みられることは少なかったと言えよう。その意味で障害者は途上国の開発過程において何重ものバリアに阻まれている。以下、本章では国際社会における障害者問題の動向と各国の障害者立法の概説をとおして、アジア諸国の開発過程のなかで障害者がどのように位置づけられ、関連する法律が発展してきたか考察する。

障害者思想の変容と障害者立法

第二次大戦後、各国において人間の生存権尊重とそのための社会保障、社会福祉とその制度的実現が目指されるようになってきた〔佐藤 1990:7〕。経済主体の自由な活動と市場メカニズムの効率性の維持に重点がおかれた市場経済体制では、市場は経済効率の改善に機能しても、自動的に社会的公正（ソーシャル・ジャスティス）をもたらすわけではなく〔西島・小池 1997:9〕、むしろ競争の激化によって、弱い立場にある労働者、高齢者、障害者などの個人が切り捨てられていく可能性があるからである〔ニノミヤ=矢谷 1997:84〕。そうした状況を発生させないために、抽象的な自由・平等だけではなく、実質的な平等の実現と保障の確保が要求されるようになった。すなわち、「権利」としての生存の権利や生活の権利の実現が求められたのである。この結果、国家は社会的公正の実現を正当化事由に市民法原理に修正を加える立法政策をとることとなった。いわゆる「社会法」の導入である。それ以前は障害者の問題も含めて多くの社会問題は、放置されるか慈善や恩恵の対象として処理されてきたが〔佐藤 1990:14-16〕、「社会法」の導入によって生存権保障のための法的枠組みが、社会保障法、社会福祉法などをとおして形成されていくことになった。これらは社会問題の発生や生活保障のニーズの顕在化に合わせて、その当時の社会的、経済的、政治的要因を背景にさまざまな形で生成・発展してきた〔堀 1997:465-467〕。特に、立法当時に国内または国際社会で確立していた思想や理念は法律の目的と内容の形成に大きく影響した。

さて、障害者問題に対する伝統的なアプローチは、障害という現象を「個人的な」問題と捉え、医学・福祉に属する課題として治療や社会適応によって対処しようとしてきた〔United Nations 1998 参照〕。そのために障害者立法としては、障害者個人を支援するリハビリテーションや福祉サービスの給付などを規定した法律が制定された。いずれも重要な課題であり国家による

制度的な保障として発展してきたが、根底には障害者は「正常でない」という考えが潜んでおり、社会を構成する完全な主体とはみなされていなかった。その結果、障害者は社会の主流から排斥され、彼らの基本的人権や自由は周辺的問題として考慮されず、むしろ否定または排除されてきた。

しかし、社会モデルの登場によってこの考え方は徐々に転換してきた。社会モデルでは、障害者のおかれている状況や障害者が直面している問題のほとんどは社会的に作られた現象であって、障害者個人の障害に起因するものではないとする。その結果、焦点は個人から広く社会、文化、経済、政治的環境にあてられ、現存する環境が、障害者の日常生活や社会参加の障壁となっていることを問題とする。これは従来 of 視点を大きく転換させるものであり、障害者の権利を保障する公的介入の新たな正当化事由として、近年障害者立法や政策のあり方を規定するようになってきた [Wadington 2000: 44-45]。障害者も非障害者と同様に教育、雇用、文化、娯楽、住宅など社会のあらゆる領域に参加し、平等の機会を享受できるべきである。したがって、障害者が社会参加の意思と可能性をもっているにもかかわらず、「障害」を理由にその機会を与えないことは不公正であり、違法な差別であると捉えられる。このように社会参加の機会均等化と障害者差別の禁止は対概念として位置づけられ [定藤 1996: 17]、障害者に対する社会の直接的間接的差別を禁止する障害者立法の制定がすでに一部の国で実現している。

国際社会における障害者問題の発展

社会保障法などの社会法はその国の歴史や文化、政治・経済・社会システムなどの諸要因によって決定づけられるが、多くの途上国では類似する法的枠組みが形成されてきた。これは旧宗主国の影響が大きかったことに加え、国際条約や国際機構の活動によって類似の社会保障スキームの拡大が促されたからである [Fuchs 1988: 40-41]。特に、人権に根ざした障害者立法の考

え方は、国連を中心とした国際世論を背景に発展してきた。

1. 国連総会

国連はまず 1948 年に世界人権宣言⁽¹⁾を決議し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」(第 1 条)ことを謳った。この宣言の内容を発展・補足し、法的拘束力のある国際条約としたものが、66 年の「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」および「市民的および政治的権利に関する国際規約」である。これらの文書はいずれも障害者の人権について直接の明文規定を有さないが、すべての人間の平等と普遍的な人権の保障を謳う以上、障害者も当然に規約にあるすべての権利を完全に享有するものと解釈される [一番ヶ瀬・佐藤 1987: 159; The Committee on Economic, Social and Cultural Rights 1994]

国連は社会的弱者の人権保障を推進するために対象別に宣言を採択しており、障害者については、1971 年に「精神遅滞者の権利に関する宣言」⁽²⁾が、また 75 年に「障害者の権利に関する宣言」⁽³⁾が採択されている。「障害者の権利に関する宣言」では、障害者の権利を保護するための共通の基礎および枠組みとして、障害者の定義、人間としての基本的権利、市民的・政治的権利、社会的統合を促進する各種サービス・手段、経済的・社会的保障、社会的・創造的活動への参加、法律扶助の利用などの諸権利が規定され、それを確保するために国内的・国際的な行動が要求された。このように同宣言は人権主体としての障害者の全人的な権利の保障を明確にし、障害者が他の非障害者の市民と同等の生活水準を享受できるよう障害者のニーズを満足させる法と行政システムの構築を要請した [一番ヶ瀬・佐藤 1987: 175]

両宣言の実施を促進するために国連は 1981 年を国際障害者年⁽⁴⁾と定め、82 年には具体的行動の指針として「障害者に関する世界行動計画」⁽⁵⁾を採択し、それを推進する期間として「国連障害者の 10 年」(1983~92 年)⁽⁶⁾が設定された。国際障害者年は「完全参加と平等」をテーマに掲げ、五つの目的を定

めた。究極的には、障害者が自立して日常生活を営み、経済、社会、政治などあらゆる分野に参加できる権利を保障していくことが目指され、国内および国際社会は障害者が社会への完全な統合を果たせるよう努めるものとされた。

行動指針として制定された「世界行動計画」は、(1)目的・背景および概念、(2)現状、ならびに(3)障害者に関する世界行動計画実施のための提言からなる。同計画の目的は、障害の予防、リハビリテーションならびに社会生活と開発における障害者の「完全参加と平等」という目標実現のための効果的な施策を推進することにある。特に、国家の発展レベルの違いや特殊事情の存在を承知した上で、同計画は国家の発展段階にかかわらず障害者がすべての人々と均等の機会を得て、社会的・経済的発展の成果としての生活向上に等しくあずかるべきであるという考え方が適用されるべきであることを強調している。実施にあたっては、予防、リハビリテーション、機会均等化などの項目について、目的達成のための施策に必要な法的基盤および権限の創設ならびに各種障壁の除去による機会均等の確保などが加盟国に要求された。このうち、機会均等化の項目では、(1)立法、(2)物理的環境、(3)所得保障と社会保障、(4)教育と訓練、(5)雇用、(6)レクリエーション、(7)文化、(8)宗教、(9)スポーツが対象領域として列挙され、それぞれについてとるべき措置が提案されている。加盟国は上記領域において、すべての差別的慣行を除去し、障害者が他の非障害者の市民と均等な機会を得られるよう立法など必要な方策をとることを要請された。国際社会はここに初めて障害者の分野においてとるべき行動に関する一連の定義と措置に合意し、各国は合意された内容の具体的な実施を促されることとなった〔ESCAR(a) 1995:1〕。

国連は国連障害者の10年の最終段階においてもなお生活のあらゆる分野で障害者の完全参加を妨げる深刻な障壁が存在することを問題とし、加盟国が障害者に関する国家計画を作成する際に準拠すべき基準原則として1993年に「障害者の機会均等化に関する基準規則」⁷⁾を採択した。従来为国連決議は「障害者が身体的、精神的に社会に適応するのを支援する」⁸⁾ことを目

的としていたのに対し、基準規則は障害者の権利実現や社会参加を妨げている原因は社会や環境にあることを宣言し、その障壁を除去することが目的として掲げられており、国際社会における障害者問題の認識が社会モデルへと転換したことを確認している [長瀬 2000: 15]

基準規則は 22 の規則⁽⁹⁾からなり、このうち規則 15 は立法について定める。規則 15 は、加盟国は障害者の完全参加と平等を達成するための基準に法的根拠を与える責任があるとした上で、(1)人権や政治的権利を含め、市民の権利と義務を体现する法律に障害者の権利と義務が包含されるべきであること、ならびに(2)障害者に対するいかなる差別的規定も除去されるべきであることを定めている。また、雇用(規則 7)および家庭生活と個人の人格(規則 9)の項目においては、法律や規則による障害者差別が現存することを念頭にそれらの撤廃が要請されている。なお、国連人権委員会は、平等の基本原則に反するいかなる行為も基準規則に違背するあらゆる差別や異なる扱いも障害者に対する人権侵害にあたることを確認しており⁽¹⁰⁾、基準規則は国際人権規約で保護されるべき障害者の人権についてのガイドライン的役割を果たしている。

2. 国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

国連障害者の 10 年は障害者問題について国際世論を喚起する契機となったが、アジア太平洋地域の途上国においては発展が遅れた。そこで、すでに獲得された成果を定着させ、それをさらに持続、発展させるためには第 2 の障害者の 10 年が必要であることが認識された [高嶺 1993: 15-16]。1992 年に採択された「2000 年およびそれ以降へ向けての ESCAP 地域社会開発戦略」¹¹⁾は、その目標に貧困の完全な除去、公平の実現および社会参加の増進を掲げたが、その実現にあたっては障害者を含む社会的弱者に優先的に焦点を当てることが謳われた。この方針を実施するために、ESCAP は 92 年に「アジア太平洋障害者の 10 年」(1993~2002 年)¹²⁾を採択し、続いて 93 年に

「アジア太平洋地域の障害者の完全参加と平等に関する宣言」および「アジア太平洋障害者の10年の行動課題」を採択した⁽¹³⁾。

「行動課題」は、(1)序言、(2)関係領域、ならびに(3)行動課題実施における地域協力と支援の3部から構成される。関係領域は「世界行動計画」に準拠しつつアジア太平洋地域に適應するよう再編成されている⁽¹⁴⁾。このうち立法は行動課題の主要な関心事項の一つであり詳細に規定されている [ESCAP (a) 1995:3] すなわち、(1)障害者に対する制限的条項を有する現行法の改正または廃止、(2)障害者の権利擁護に関する基本法の制定および障害者に対するあらゆる差別の禁止、(3)教育、訓練、雇用などへの参加についてのアフーマティブ・アクションおよび税の減免など障害者の機会均等を目的とする法律の制定、(4)障害者に対する物理的バリアを除去する法律の制定、(5)コミュニケーション上の障壁を除去する法律の制定、(6)社会保障制度への障害者関連事項の組み込み、(7)職場・公共施設・家庭における安全向上のための法律の制定、(7)法律の効果的な施行・執行のための手段の開発、(8)地域社会に根ざした日常生活のための個人支援サービスを優先的に措置するための法律の制定、(9)障害者に関する法律の広報、(10)障害者立法における国連指針の活用、(11)ESCAP加盟国間での専門知識と経験の共有化、が行動指針として規定された。

1995年に行動課題の進捗状況を検討する会議が開催され、会議において各国の取組みが不十分であることが判明したため、ESCAPは行動課題の履行を促進するために「アジア太平洋障害者の10年の行動課題の実行のための目標と勧告」[ESCAP(b) 1996参照]を採択した。立法については、(1)多くの法律や政策は障害者の社会参加に対して差別的であるかまたは制限を課していること、(2)障害者の完全参加と機会均等を促進するためにはさらに法律と政策の整備が必要であること、(3)ほとんどの国には障害者の権利を保護するまたはアフーマティブ・アクションを提供する基本法がないこと、(4)基本法を制定した国でも、施行細則や規則がないために実施されていないなどの問題が提起され、その解決のために八つの目標が設定された。その後

99年に再評価がなされ、詳細な現状分析の結果、機会均等化に関する基本法の制定についてはある程度の進捗が認められたものの、婚姻や相続などの実体法ならびに刑事・民事訴訟法などの手続法の見直しに関してはほとんど進展がなかったことが明らかとなり、目標は次のように修正された〔ESCAP (c) 1999〕

- (1) 相続・婚姻・財産などの法律、刑事・民事訴訟法およびさまざまな問題に関する政策規定などのあらゆる実体法と手続法を調査・確認する適切なメカニズムを確立する。
- (2) 実体法および手続法を改正し、障害のある女性や知的障害のある人々を含め、障害のある人々に対して平等な法的保護を与える条項を盛り込むとともに、彼らの完全参加や機会均等を制限する差別的な条項を撤廃する。
- (3) 障害のある女性や知的障害のある人々を含め、障害のある人々の権利を守り、彼らのためのアフターマティブ・アクションを奨励し、差別的な行為ならびに建築やコミュニケーション上のバリアを除去するための、効果的な執行メカニズムが組み込まれた基本法を制定する。
- (4) 貧困生活を送る重度障害のある人とその家族、および主要な稼ぎ手が障害者となり扶養家族を支える収入源がない人々を対象に、財政支援を行なう国の社会保障スキームを導入する。
- (5) 関税に関する法律を見直し、障害のある女性を含む障害のある人々の生活の質を向上するために必要な用具と資材、特に教育、就労、スポーツ、レジャー、文化活動および日常生活に必要な用具と資材を含めて、車両、福祉機器、医療品の輸入関税免税を導入する。
- (6) 税制に関する法律の見直しを行ない、障害のある人々への優遇税制、障害者の雇用主への優遇措置、および国産福祉機器の製造業者への福祉機器の消費税免除を含めた優遇措置を導入する。
- (7) 職場、公共の場、交通機関、家庭における健康と安全を促進するために交通法および産業・労働法を含む法律・規則を制定または改正する。

- また、障害のある利用者のニーズに特に留意しつつ、業務用、家庭用、個人用の輸送機関、設備、機器、その他の品目の安全基準を設ける。
- (8) 関税免除品リストの定期的な見直しのためのメカニズムを設ける。
 - (9) 既存の無料法律扶助サービスの対象に障害のある人々を含めるか、障害のある人々のための無料法律扶助サービスを発足させる。
 - (10) 障害のある人々の権利を守る基本法のための（オンブツマンなどの）執行メカニズムを確立し、効果的な執行のためにその規則を告示する。
 - (11) 著作権にかかわる法律を修正し、障害のある人々が教育、情報、レクリエーションに関する資料にアクセスする権利を守り、そのような資料を書き換え、転写、翻訳、再生するための規定を定める。

このように国連に代表される国際社会では、社会モデルを背景に障害者の人権は単なる理念にとどまらず社会権としての性格を確立していくことになり [一番ヶ瀬・佐藤 1987: 15-16]、障害者の人権は法律、政策、計画を通じて保障、促進されなければならないという認識が広まってきたと言える。障害者の権利の保障は究極的には国内法によって保障されなければならないが⁽¹⁵⁾、世界行動計画や基準規則の制定など一連の国連における発展は、国際的なガイドラインに調和した立法および政策の採用を各国に促し、途上国における障害者立法の制定に大きく貢献した [Lindqvist 2000: para .117 ,141]、特に、アジア太平洋地域では ESCAP の主導の下、障害者立法は重要領域として取り上げられ、立法化の目標が明示的に設定されている。

アジア諸国の障害者立法

障害者問題に対する国際的な認識の広まりは各国に対する圧力として作用し、障害者に関連する法律の制定・改廃につながった。特に、アジア地域においては 1990 年以降の発展が顕著である。国際的なイベントが障害者問題に取り組むきっかけを提供すると同時に経済発展と民主化の進展が積極的要因として働いたからである。

さて、障害者立法は、既存の憲法・法律の改廃や新たな法律の制定をとおして発展してきた。法律については、一般の法律のなかに障害者関連の条項を含める方法、個別分野ごとに単独の法律を制定する方法、総合的な障害者法を制定する方法などがとられている。以下、障害者のための総合的な法律を制定した中国、韓国、タイ、フィリピン、香港の障害者立法について概観する。

(1) 中国

障害者立法の形成

1949年の新中国成立後間もなく障害者事業が開始されたのに対して、法律が障害者に関する規定をおくようになったのは、改革・開放政策がとられた78年以降であった⁽¹⁶⁾。82年に制定された憲法は、旧憲法にあった一般的な社会保障の規定に加え、新たに障害者を対象に「国家と社会は視覚・聴覚・言語障害その他の身体障害をもつ公民の労働・生活と教育を援助し処置する」(第45条)とする明文の規定を設けた。これをきっかけに、障害者の合法的な權益を保護するという概念が法律上登場し⁽¹⁷⁾、そのための法体系を確立することが法制建設の任務の一つであるとされた⁽¹⁸⁾。そこで、その中心となる法律として90年に「障害者保障法」が制定された。草案審議の際の説明によると「立法の必要性」は次のとおりである⁽¹⁹⁾。すなわち、(1)障害者は相当大きい集団であること、(2)障害者は一つの特殊集団であること、(3)障害者は一つの困難な集団であること、(4)障害者のニーズおよび障害者事業の面で立法が必要であること、(5)立法は82年の国連「障害者に関する世界行動計画」および83年のILO「職業リハビリテーションおよび雇用(障害者)に関する条約」によって要求されていること、である。審議の結果、90年12月28日の第7期全国人民代表大会常務委員会第17回会議において障害者保障法は採択され、翌91年5月15日に施行された。また、その後、障害者保障法を施行するための実施規則として、「障害者教育条例」⁽²⁰⁾と「都市道路・建築物バリア・フリー設計基準」⁽²¹⁾が制定された。

障害者保障法の概要

障害者保障法は、総則、リハビリテーション、教育、労働就業、文化生活、福祉、環境、法律責任、附則の9章54条からなる。本法に基づいて、国务院の関連部門は関連条例を制定し、省・自治区・直轄市の人民代表大会常務委員会は実施弁法を制定することになっている。

(a) 目的

本法の目的は三つある。すなわち、(1)障害者の合法權益を擁護すること、(2)障害者事業を発展させること、(3)障害者が平等かつ十分に社会生活に参加し、社会の物質文化の成果を共に享受することを保障すること、である(第1条)。

(b) 権利

障害者は政治・経済・文化・社会および家庭生活等の分野においてその他の公民と平等の権利を享有し、障害者の公民の権利および人格の尊厳は法律の保護を受ける(第3条)。

(c) 国家の責任

本法は、国は障害者に対して特別な扶助を与え、障害の影響および外界の障壁を軽減または取り除き、障害者の権利の実現を保障すると規定する(第4条)と同時に、政府、社会、障害者連合会、扶養者・監護者・親族などの責任も明文化している。国および地方政府はそれぞれ障害者事業に対して責任を負い、それを執行する中心的な組織として中国障害者連合会が規定されている(第8条)。中国障害者連合会およびその地方組織は、障害者の共同利益を代表し、障害者の合法權益を擁護するとともに、政府が委託する任務を引き受け、障害者事業を展開させる職責を負う。

(d) リハビリテーション

国および社会はリハビリテーション・サービスを提供し、障害者の機能回復を援助し、社会生活に参加する能力を向上させる職責を有する(第13条)。

(e) 教育

国は障害者の教育を受ける権利を保障する。障害者に対する教育は国家教

育事業の一部を構成し、障害をもつ児童・少年に対して義務教育が実施される。国は義務教育を受ける障害学生に対して学費を免除し、併せて実際の状況に基づいて雑費を減免する。また、貧困な障害学生に対しては奨学金を設けて就学を援助する（第18条）。障害者に対する教育は、障害別・能力別に、普通教育または特殊教育方式で行なわれる。特殊教育においては、科目、教授法、入学・在校年齢などに適度な柔軟性をもたせることができる（第19条）。

中国では財政的な制約などから、障害児童・少年の普通校へのインテグレートが奨励されている。普通校は学習生活に適應できる障害児童・少年の入学を受け入れる義務があり、大学などの高等教育機関は障害をもつ受験生の成績が国家の合格基準に達している場合は必ずその入学を受け入れなければならない、障害を理由に入学を拒否してはならないものとされる（第22条）。また、民間による障害者教育機関の設立を奨励する規定が特に設けられている（第21条）。

（f）雇 用

雇用においても財政的な制約から、国家負担が軽いとされる労働福祉型のアプローチで障害者の雇用問題に取り組んでいる⁽²²⁾。したがって、労働能力のある障害者が就業し、自立することを目指した優遇政策や支援措置が構想されている。国は障害者の労働の権利を保障するものとされ、そのために各級人民政府は障害者の雇用に対して全面的かつ計画的な措置をとり、障害者のために雇用条件を創り出すべきであることが規定されている（第27条）。障害者の雇用政策の柱は、「集中就業」と「分散就業」であり、そのための各種優遇・支援措置がとられている。集中就業とは、国または社会が障害者福祉企業・作業療法機構・按摩医療機構などを設立して障害者を集中的に雇用する場を設けることである（第29条）。それに対して、分散就業とは、政府機関・団体・企業などに一定比率の障害者の雇用を義務づける制度である（第30条）。具体的な比率は、各省・自治区・直轄市の人民政府が実際の状況に基づき規定する。障害者が自ら組織を作って就労するかまたは個人で開

業することも奨励されている(第31条)。

政府関連機関の場合は、従業員の募集・任用の計画を作成する際に、一定数の障害者の雇用を確保するべきであるとされている(第33条)²³⁾。また、国が割り当てた障害をもつ大学・中等専門学校・技術学校の卒業生に対して、関連機関は障害を理由に受入れを拒絶してはならないものとされる(第34条)。ただし、国有企業や福祉企業をとりまく環境は厳しく、計画経済から市場経済へと転換し、激しい競争に身をおく企業は、政府の指導による障害者の受入れに消極的になっている。なお、従業員の募集・採用・昇級・報酬・福祉・保険等の分野において、障害者を差別してはならないものとされる(第34条)。

福祉企業や障害者の個人営業者に対する優遇措置は、税金の減免、優先的な許認可、政府による優先的買付けなどが中心である。本法は、障害者福祉企業が独占的に製造する製品の確定についての規定を有しているが(第33条)、市場経済化の流れでこの規定は死文化している。

(g) 福祉

本法は、公共サービス機構は障害者のために優先的なサービスを提供するべきであり、各級人民政府は障害者に対する配慮および扶助を逐次増加させるべきであると規定している。

(h) アクセス

国および社会は障害者のための良好な環境を創造して、障害者が社会参加できる条件を改善すべきであると規定される。具体的には、障害者のアクセスを可能とする道路・建築物のバリア・フリー設計基準を実施し、障壁を除去していくことが謳われている(第46条)。

(2) 韓国

障害者立法の形成

韓国の障害者福祉は、朝鮮戦争やその後の衝突によって障害者となった傷痍軍人などの保護・収容の必要性から開始され、独立初期は軍人および警察

関係者を対象に形成されていった〔竹前・金・南雲 1992:32〕。その後、障害者問題に対する国際的な関心が高まるなか、1981年の国際障害者年に心身障害者福祉法が制定された。80年代の順調な経済発展は民主化に向けた国家体制の改編をもたらし、87年の憲法改正において国民の基本的人権の保障が強化されることになった。例えば、第34条では社会保障と社会福祉に関する国民の権利と国家の義務が詳細に規定され、特に第5項では「身体障害者および疾病・老齢・その他の事由で生活能力がない国民は、法律が定めるところにより国家の保護を受ける」ことが規定され、障害者を含む生活無能力者にも焦点が当てられるようになった。

1988年のソウル・オリンピックおよびパラリンピックの開催は、国際的威信をかけた障害者対策への取組みと障害者に対する好意的な社会的環境の整備をもたらした〔鄭 1997:17〕、これを背景に89年に「心身障害者福祉法」は「障害者福祉法」に全面改正された。その後、施行から10年経過した障害者福祉法は障害者ニーズの多様化を受けて再び全面改正され、「障害者福祉法（新）」として99年に公布され、2000年1月1日から施行された。なお、障害者福祉法の改正にともない、「障害者雇用促進および職業リハビリテーション法」、「特殊教育振興法」なども全面改正された。このほか、97年にバリア・フリー化を促すために「障害者、妊産婦、老弱者のための便宜増進法」が制定されている。

障害者福祉法（新）の概要

経済発展と民主化の進展は、韓国における市民社会の形成を促し、国民の要求も多様化していった。1989年に全面改正された障害者福祉法も10年が経過し、増大する障害者の福祉要求に十分対応できなくなった。そこで、韓国政府は99年に障害者福祉法を改正し、障害者の完全参加と平等を保障するための諸措置と環境整備のための規定を充実させた。形式的には改正であり、内容も継承されているが、新しい章が設けられるなど法律の構成が全面的に変更されており、その意味で新法といえる。障害者福祉法（新）は、障害者対策に関する国および地方自治体の責任を明確にし、障害発生予防、

医療, 訓練, 教育, 雇用, 手当など障害者福祉の基本となる施策を講じることにより障害者の自立を促進し, 生活の安定と社会への完全参加を促す障害者基本法としての性格を有している〔鄭 1997: 32〕²⁴⁾。障害者福祉法(新)は, 総則, 基本施策の講究, 福祉措置, 福祉施設および団体, リハビリテーション補助器具, 障害者福祉専門人材, 補則, 罰則の8章80条および附則からなる。

(a) 目的

本法の目的は, 障害者の人間らしい暮らしと権利を保障するために国家と地方自治体等の責任を明確にし, 障害の予防と障害者の医療, 教育, 職業リハビリテーション, 生活環境改善等に関する事業を定めることにより障害者福祉対策の総合的推進をはかり, 障害者の自立, 保護および手当支給等に関して必要な事項を定めることにより障害者の生活安定に寄与するなど, 障害者の福祉増進および社会活動参加の促進に寄与することにある(第1条)。本法における障害者福祉の基本理念は, 障害者の完全な社会参加と平等を通じた社会統合にある(第3条)。

(b) 権利

障害者は人間としての尊厳と価値を尊重され, これに相応する処遇を受け, 国家・社会の構成員として, 政治・経済・社会・文化などあらゆる分野の活動に参加する権利を有する(第4条)。これと対をなす形で第8条において, 何人も障害を理由に政治・経済・社会・文化生活のすべての領域において差別を受けず, また差別してはならないことが規定されている。

(c) 国家の責任

国および地方自治体は, 障害発生の予防を推進すると同時に, 自立支援のために必要な保護措置を実施して障害者の福祉を増進し(第9条), 必要な法制上および財政上の措置を講じるものとされる(第14条)。特に, 障害者のなかでも弱い立場にある女性障害者については独立した条項が設けられ, 権益保護のための必要な諸施策実施が要求されている。

(d) リハビリテーション

国および地方自治体は、障害者が生活機能を習得または回復するために必要な機能治療・心理治療等のリハビリテーション医療を提供し、障害者が障害を補完するために必要なリハビリテーション補装具を提供し、治療後、日常生活または社会生活を円滑に行なうことができるよう社会適応訓練を実施するなどの施策を講じなければならない（第16, 17条）。また、職業リハビリテーションについては、障害者が自分の適性と能力に従って適切な職業に従事できるようにするために、国および地方自治体が、職業指導、職業適応訓練、就業斡旋、雇用および就業後指導などの必要な施策を講じるものとされている（第19条）。

(e) 教育

本法は、国および地方自治体に対して、社会統合の理念に従って、障害者に対して適切な教育を提供する義務を規定する一方、学校の長および教育機関に対しても義務を課す（第18条）。すなわち、障害者の入学にあたり、障害を理由とした入学試験合格者の入学拒否を禁止するとともに障害に合わせた施設の整備などの必要な措置を義務づけている。前者に対しては罰則が設けられている。

(f) 雇用

障害者の雇用については、障害者自身による自営を支援する規定と企業などによる雇用を促進する規定がおかれている。前者についてはまず第37条が、開業資金およびそのために必要な知識と技能を習得するための資金の貸与を規定する。つづいて、第38条は政府および関係機関による生業支援策を定めており、(1)障害者が公共施設内に食料品・事務用品・新聞等の日常生活用品販売のための売店や自動販売機の設置を申請した場合、(2)障害者が煙草小売人の指定を申請した場合、(3)障害者が国内切手類販売業の契約申請をした場合は、その申請を最大限優先するとした。同様に、国、地方自治体およびその他公共団体は、障害者福祉施設または障害者福祉団体に必要とする物品の生産を依頼し、またはここから優先的に購買しなければならない（第40条）。

一方, 第 41 条は政府および関係機関ならびに民間企業における障害者の雇用促進について規定する。国および地方自治体は, 自ら経営する事業に障害者を雇用するよう努力しなければならない, また障害者に適合した職種の事業を営む経営者に対しては障害者の雇用を促す施策をとるものとされた。これを実現するために「障害者雇用促進および職業リハビリテーション法」が制定されている。韓国の障害者雇用促進の主要施策の一つは, 障害者義務雇用制の採用である。国および地方自治体は, 所属公務員の 2% にあたる障害者を雇用する義務を負い, 大統領令が定める一定数以上の従業員を雇用する事業主は大統領令に従い従業員総数の 1% ないし 5% の障害者を雇用しなければならないものとされている。

(g) 福祉

日常生活における便宜および社会参加の増進のために, 障害類型別のリハビリテーション・サービスなど必要な施策を講じ, 障害者を支援することが定められている(第 32 条)。また, 経済的負担能力等を考慮して, 障害手当, 障害児童扶養手当, 保護手当, 医療費, 子女教育費などが支給され(第 33, 34, 44, 45 条), 公共施設利用料・交通運賃および租税が減免される(第 27, 35 条)。ただし, 本法の適用を受け, 諸サービスを楽しむためには登録が必要となる。

(h) アクセス

情報へのアクセスについて, 本法は国および地方自治体に対して障害者が円滑に情報に接近し, 意思を表示できるようにするために電気通信および放送施設などを改善するよう要求している(第 20 条)。これに関連して, 聴覚障害者に対する手話通話および手話・字幕つき放送の提供, 視覚障害者に対する点字および音声図書の提供が特に明記されている。バリア・フリー化については, 障害者が公共施設および交通手段等を安全で便利に利用できるよう施設を整備し(第 21 条), 障害者の特性に配慮した安全対策が講じられるよう要求している(第 22 条)。さらに, 障害者が選挙権を行使できるように, バリア・フリーの施設や設備を設置することなどが規定されている(第 23 条)。

(3) タ イ

障害者立法の形成

タイでは1981年の国際障害者年を契機に障害者団体の組織化と障害者運動が活発化し、その成果の一つとして91年に障害者リハビリテーション法が制定され、翌92年5月24日から施行された〔穂坂 1997: 31〕。90年代にはこの他にも社会的公正の確保を目的とした法改革が実施され、その流れのなかで改正された97年のタイ王国憲法も、障害者は法律の規定に基づき国の保健サービスおよびその他の援助を受ける権利を有し（第55条）、国は障害者の生活改善および自立のために援助しなければならないこと（第80条）を規定した⁽²⁵⁾。なお、障害者リハビリテーション法に基づき、(1)障害者の法定雇用率、(2)障害者の定義、(3)医療リハビリテーション、(4)アクセスについて定める省令がそれぞれ公布されている。

障害者リハビリテーション法の概要

障害者リハビリテーション法は全20条からなる。

(a) 目 的

障害者のリハビリテーションは、障害者が健常者と対等に社会生活ができ、また労働の機会が与えられるよう、医学的、教育的、社会的、職業訓練的方法を利用して、障害者の機能や能力を開発、向上させることであると定義づけられ（第4条）、これが本法の目的となっている。本法の規定とその他の法律・規則が抵触する場合は、本法が優先適用される（第3条）。

なお、本法によるリハビリテーション、援助その他の権利を希望する障害者は、登録しなければならない（第14条）。登録した障害者は、第15条で定める援助、開発、リハビリテーションに関するサービスを受けることができる。

(b) リハビリテーション

登録障害者は、別途省令で定める身体的・精神的・心理的障害の状態または能力を向上させるための医療費、医療器材費およびリハビリテーション・サービスを受けることができる（第15条1項）。また、就職を目的として、

現状の身体的状況または能力に適した職業訓練および就職活動に関する職業相談と職業指導を受けることができる(第15条3項)。

(c) 教育

文部省付属教育技術センターは、国の教育計画に基づく義務教育、専門教育と大学に関する教育方法に従って、特殊学校または普通学校で教育を受けることができるよう援助する(第15条2項)。

(d) 雇用

障害者の支援と保護を目的として、民間事業所または事業主は職種に応じて従業員の一定割合の障害者を雇用しなければならないことを、別途省令によって定めるものとしている(第17条2項)。ただし、民間の事業主は、障害者の受入れ基準に従って雇用を希望しない場合は、省令で定めた割合による金額を納付することによって雇用に代えることができる。基準に従って障害者を雇用した雇用主は、税法上の優遇を受けることができる(第18条2項)。なお、障害者の法定雇用率は0.5%である(省令第1号)。

(e) 福祉

登録障害者は、社会活動へ参加し、障害者にとって不可欠な各種施設およびサービスへアクセスする権利を有する(第15条4項)。また、政府の法律扶助サービスを利用し、政府諸機関と相談することができる(第15条5項)。

(f) アクセス

障害者の支援と保護を目的として、障害者に直接便宜を提供するための設備の整備を必要とする建築物、敷地、交通機関その他の公共サービスについては、別途省令によって定めるものとしている(第17条1項)。これらの設備を用意した所有者は税法上の優遇を受けることができる(第18条1項)。

(4) フィリピン

障害者立法の形成

1981年の国際障害者年を契機に、障害の予防、治療およびリハビリテーションならびに障害者の権利保護のための法的基盤の整備が企図されたが、

経済環境の悪化によって頓挫した〔河野 1993:41〕その後、83年に「アクセシビリティ法」²⁶が制定され、障害者の行動範囲を拡大するために、一定の建築物、組織、施設ならびに公共施設に障害者のための設備やその他の器具を備えつけることが義務づけられた。87年に制定された現行憲法では、市民の基本的人権に関する一般規定のほか、障害者について、保健開発における障害者ニーズの優先（第13章11項）、リハビリテーション・自己開発・自立・社会への統合のための特別な機関の設置（第13章13項）、職業能力訓練や技術訓練の提供（第14章2項）などの規定が新たに設けられた。その後、国連障害者の10年の最終年である92年3月24日に「障害者のマグナカルタ」と称される「障害者のリハビリテーション、自己開発および自立ならびに社会の主流への統合およびその他の目的を規定する法律」²⁷が制定された。

障害者のマグナカルタの概要

障害者のマグナカルタは、一般規定、障害者の権利と特権、障害者に対する差別の禁止および最終規定の全50節から構成され、その他に12の施行規則が定められている。なお、マグナカルタには、司法長官による執行、裁判所の権限および罰則規定が設けられている。

(a) 権利・責任

障害者の権利と特権を与える基本原則として、国は障害者の全体的な福祉の改善と社会の主流への統合を全面的に支持することならびに障害者は他の市民と同様の権利を有し、障害者の権利は政府による福祉サービスとみなされてはならないことが宣言されている（第2節）。特に、政治的・市民的権利については、障害者は選挙に際して自ら選択した人の介助を受けることができ、投票所は障害者がアクセス可能なように整備されなければならないこと（第29節）、障害者は集会の権利（第30節）および団結の権利（第31節）を享受することが規定されている。

(b) リハビリテーション

政府は障害の予防とリハビリテーションを目標とする国家保健計画を作成

し(第 18 節), 障害者に対して医療およびリハビリテーションを含む, 統一した保健サービスを提供する(第 20 節)。

(c) 教育

特殊教育について, 国はすべての州において各障害者のための統合された特殊教育システムを確立し, 維持する(第 14 節)。国は障害者が技術教育および技術を高める幅広い機会に十分アクセスできることを保証するものと規定され, 教育機関が障害があることを理由に障害者の入学を拒否することは法律違反であるとした(第 12 節)。

(d) 雇 用

雇用の機会均等については, 障害者は条件に合致する雇用の機会へのアクセスを否定されてはならないことおよび非障害者と同等の雇用条件を享受すべきことが規定されている(第 5 節)。そのために, 社会開発に関係する省庁および政府機関においては臨時または契約職員の 5% が障害者のために留保され, 障害者を雇用する民間企業に対しては租税の減免などのインセンティブが提供されることが規定された(第 8 節)。なお, 国は障害者の技術と能力を高め, 労働市場における雇用機会に対して有利に競争できるよう適切な職業リハビリテーション措置をとるものとされた(第 9 節)。

差別禁止については, 公共・民間すべての企業は, 求職手続き, 雇用, 昇進, 解雇, 補償, 訓練その他の条件について, 障害を理由に障害者を差別してはならないことが明記されている(第 32 節)。

(e) 福 祉

国は障害者に対して社会的機能と地域活動への参加を回復させるために必要な補助的サービスを提供する(第 21 節)。

(f) アクセス

国は障害者が公共および民間の建物や施設ならびに「アクセシビリティ法」が規定するその他の場所にアクセスすることを可能とするバリア・フリー環境の達成を保証するものとされた。国は障害者の移動を促進し, 条件付きで障害者の自動車運転を許可するとしている(第 26 条)。

差別禁止については、公共交通機関が障害を理由に障害者および補装具に対して高い運賃を請求し、搭乗を拒否することは差別にあたること定義している（第34節）。また、障害者は障害を理由に、いかなる公共の場や施設の物品・サービス・施設・特権・利益または便宜を完全かつ平等に享受することから差別されてはならないことが規定されている（第35節）。

（5）香 港

障害者立法の形成

香港は、「小さな政府」の下で公平・平等な競争社会を作り上げることを基本政策としているために、障害者に関する特別な法律や規則は制定されず、また福祉も民間団体を活用して間接的に実施してきた。この前提を背景に1996年に全障害者を対象とする「障害者差別法」²⁸が公布され、前後して精神障害者を保護するために関連する規定の改正が行なわれた。

1997年に香港の主権はイギリスから中国に返還され、一国家二制度の下、香港特別行政区基本法²⁹が香港の「憲法」として位置づけられている。基本法は直接障害者を規定していないが、香港住民は法により社会福祉を享受する権利を有し（第36条）、香港特別行政区政府は従来の社会福祉制度を基礎に経済条件および社会の必要に基づき、それを発展・改善する政策を自ら制定するものとされた（第145条）。また、国際人権規約およびILO条約において香港に適用されている関係規定は引きつぎ有効であり、香港特別行政区の法律を通じて施行されることが明記されている（第39条）。

障害者差別禁止法の概要

本法は9部88条からなり、あらゆる場面における障害者の差別とハラスメントを禁止し、それぞれ想定しうる差別についての詳細な規定をおき、障害者が差別やハラスメントと戦うための法的手段を提供している。監視および執行は機会均等委員会が担当する。委員会には、調査、調停、執行、訴訟の提起などの権限が法律によって付与されている。機会均等委員会は独立した委員会であり、障害者の訴訟支援を行なうほか、自らが原告になって訴訟

を提起する権限を有している。

(a) 目的

本法は、(1)雇用、施設利用、教育、パートナーシップの提携、労働組合・クラブの会員取得、建物へのアクセス、教育機関への入学、スポーツ活動および商品・サービス・施設の提供などに関して、障害を理由とした差別を違法とし、(2)障害者に対するハラスメントおよび中傷に反対する規定を設け、(3)機会均等委員会の管轄範囲を拡大して障害を理由とした差別も含めることを目的としている。

本法の規定の趣旨に関連して次の状況が認められる場合は、他人に対する差別であるとされる(第6条)。すなわち、(1)障害を理由に非障害者と比べて待遇が劣っている場合、(2)非障害者に適用するものと同様の要求または条件を適用するが、その条件を満たせる障害者の割合が非障害者より非常に少ない場合、その条件が障害・非障害にかかわらず適用され正当であることを示すことができない場合、その条件を満たすことができないことが当該障害者にとって不利である場合、(3)関係者の障害を理由に非障害者と比べて待遇が劣っている場合、はいずれも差別を構成するものとされた。本法はこの規定を基本に、分野別に、差別の定義、例示、例外を明確化し、差別およびハラスメントを禁止している。

(b) 教育

教育機関が、(1)障害者の入学申請を拒否または受理せず、受入れにあたって条件を設けることは違法な差別であり、(2)入学を許可した生徒に対して、教育機関が提供する便宜・サービス・施設に対するアクセスを拒否または制限し、退学その他の不利益を与えることは違法であることが規定されている(第24条)。

(c) 雇用

事業主が、(1)採用過程、採用条件において障害者を差別し、障害者の採用を拒否・排除することは違法であり、また(2)昇進・異動・訓練またはその他の利益・サービス・施設へのアクセスにおいて雇用している障害者を差別・

拒否・排除し、雇用条件において差別し、または解雇その他の不利益を与ることによって差別することは違法であることが明示されている（第11条）。

(d) アクセス

一般大衆が入場または利用を認められている施設に対する障害者のアクセスマたは利用を拒否し、条件を課すことは違法な差別である（第25条）。また、商品・サービス・施設などの提供にあたって、障害者に提供を拒否し、または提供にあたって条件を課すことは違法な差別であるとされる（第26条）。

おわりに

国連社会開発委員会特別報告者のベクト・リンドクビストがその報告のなかで「何世紀にもわたって、私たちはあたかも障害者が存在しないというような姿勢で社会を設計し、作り上げてきたのです。すべての人間が、見て、聞いて、歩いて、周囲の信号に素早くかつ適切に理解・反応できることを前提にしていました。人間に対するこの錯覚や誤解、そして社会開発においてすべての市民を考慮に入れないことが、障害者の隔離や排斥の主な原因であります」[Lindqvist 2000: para .1]と述べているとおり、開発過程において障害者の問題は顧みられることはなかった。特に、アジア太平洋地域においては、1980年代前半まで障害者は表面に現れることはなく、開発過程には貢献できない存在とみなされていた[ESCAR(a) 1995:1]。この地域において障害者は最も周辺化させられた集団であり、障害をもつ女性はジェンダー・プログラムから除かれ、貧しい障害者が多いにもかかわらず貧困解消プログラムは彼らの参加を規定してこなかった⁽³⁰⁾。

アジア太平洋地域は、「アジア太平洋障害者の10年」などを設定して集団的に障害者問題に取り組んできたが、立法に関しては、関税法やその他の税制面については改善された一方、サービスまたは権利に関する実体法の見直

しが遅れていることが指摘されている [アジア太平洋障害者の10年推進 NGO 会議 (RNN) 2000:9]。前節で概説した5カ国はいずれも国際障害者年などの国際的な動向を契機として障害者立法の整備をはかってきた。特に、韓国では1988年のオリンピックとパラリンピックの開催が、香港では97年の中国への主権返還が法整備を促す要因となった。ただし、国際社会の動向は国内の政策に重大な影響を与えることはあるが、障害者の権利を現実に確保するためには、究極的には国内法に障害者の諸権利を組み込ませることが必要となる [Cooper and Vernon 1996:57]。その意味で、これらの国は第一段階である形式的な法律の整備を実現し、障害者問題を国の政策のなかに登場させることに成功している。中国、韓国、タイの障害者立法は障害者の権利について規定しつつも、いずれも基本的には障害者を保護の対象として個人に対する福祉サービスやリハビリテーションを提供することを主な内容としている。それに対して、フィリピンおよび香港は、障害者の権利を視点に社会の障壁に目を向け、差別禁止と機会均等化を主な内容とする障害者立法となっている。この5カ国に限れば、旧宗主国における障害者立法を背景に⁽³¹⁾、大陸法系の国は障害者の保護を強調した福祉アプローチを採用し、英米法系の国・地域は障害者の自立、機会均等化を強調した権利に基づいたアプローチを採用している形となっている。いずれにせよ法律の規定が障害者にとって真の権利となるためには、現実の履行が次の段階として必要であり、その発展が期待される。

注(1) 国連総会決議 217 ()。

(2) 国連総会決議 2856。

(3) 国連総会決議 30/3447。

(4) 国連総会決議 31/123 (1976年)。

(5) 国連総会決議 37/52。

(6) 国連総会決議 37/53。

(7) 国連総会決議 48/96。

(8) 国連総会決議 31/132 (1976年)。

- (9) 意識の喚起， 医療， リハビリテーション， 支援サービス， アクセシビリティ， 教育， 雇用， 所得維持と社会保障， 家庭生活と個人の人格， 文化， レクリエーションとスポーツ， 宗教， 情報と調査研究， 政策決定と立案， 立法， 経済政策， 調整作業， 障害者団体， 人材養成， 基準原則実施における障害プログラムの国家のモニタリングと評価， ②技術・経済協力， ②国際協力。
- (10) *Human rights of persons with disabilities*, UN Commission on Human Rights Resolution 1998/31 (E/CN.4/RES/1998/31)
- (11) ESCAP 決議 48/5。
- (12) ESCAP 決議 48/3。
- (13) ESCAP 決議 49/6。
- (14) 国内調整， 立法， 情報， 国民の認識， アクセシビリティとコミュニケーション， 教育， 訓練と雇用， 障害原因の予防， リハビリテーション・サービス， 介助機器， 自助団体， 地域協力。
- (15) なお，2002年の国連総会第56会期で「障害者の権利と尊厳の推進と保護に関する包括的かつ全面的な国際条約」が審議されることが決定されている。ただし，拘束力ある国際条約の制定を求める動きは，過去いずれも失敗している。
- (16) 例えば，1979年の刑事訴訟法は「被告人が盲・聾・啞の者または未成年者であり弁護人を委託していない場合は，人民法院は，法律援助義務を引き受ける弁護士を指定して当該被告人のため弁護を供与させなければならない」（第34条）と規定し，弁護人をつけることを訴訟手続上の要件とした。
- (17) 「身体障害者の合法的な権益は，法律の保護を受ける」と規定する。
- (18) 「中国残疾人事業五年工作綱要（1988～1992）」（1988年9月3日）。
- (19) 「關於《中華人民共和國残疾人保護法（草案）》的說明」（全国人大常務會法制工作委員會國家行政法室・全國人大內務司法委員會內務室・國務院法制局政法教科文衛法規司・民政部政策法規司・中國殘疾人聯合會編『中華人民共和國殘疾人保障法立法報告書』華夏出版社，1991年所収）
- (20) 「殘疾人教育條例」（1994年8月23日國務院公布・施行）。
- (21) 「城市道路和建築物無障礙設計規範」（建設部・民政部・中國殘疾人聯合會公布）。
- (22) 注¹⁹参照。
- (23) 労働人事部の1986年第5号文件は，「企業事業單位および國家機關の従業員募集時には，障害者の身体条件に適合するすべての職種およびポストに，障害者は応募する権利を有し，同等の条件であれば，優先して採用するべきである」と通達している。
- (24) 韓国の障碍人福祉法は，日本の身体障害者福祉法および心身障害者対策基

- 本法を継受している [竹前・金・南雲 1992:37]
- (25) 第30条も, 一般的な規定として, 人は法的に平等であり, 対等に法律の保護を受け, 心身の状態により人を不公正に差別してはならないことを規定している。
- (26) Batas Pambansa Bilang 344.
- (27) Republic Act No. 7277.
- (28) Disability Discrimination Ordinance(Chapter 487)
- (29) 1990年4月4日全国人民代表大会公布, 97年7月1日施行。
- (30) *Asia and the Pacific into the Twenty-first Century: Prospects for persons with disabilities*, at <http://www.unescap.org/decade/prospects-a.htm>(visited: 2001/8/1)
- (31) 障害者に対する差別禁止を目的に, アメリカは1990年に「障害を持つアメリカ人法」を, イギリスは1995年に「障害者差別法」をそれぞれ制定している。

文献リスト

日本語文献

- 赤塚俊治 1991. 「フィリピンの障害者問題」(谷勝英編集 『現代の国際福祉アジアへの接近』中央法規).
- アジア太平洋障害者の10年推進 NGO 会議 (RNN) 2000. 『アジア・太平洋障害者の10年の到達点 1999NGO 調査報告』.
- 一番ヶ瀬康子・佐藤 進編著 1987. 『障害者の福祉と人権』光生館 .
- 河野, アデラ・A 1993. 「フィリピンにおける障害者の現状 (概要)」(『季刊福祉労働』第60号).
- 定藤丈弘 1996. 「障害者福祉の基本的思想」(定藤丈弘・佐藤久夫・北野誠一 『現代の障害者福祉』有斐閣).
- 佐藤 進 1990. 『社会保障と社会福祉の法と法政策』誠信書房 .
- 高嶺 豊 1993. 「アジア太平洋障害者の十年 開発途上国に住む障害をもつ人々の問題解決へ向けて」(『季刊福祉労働』第60号).
- 竹前栄治・金蘭九・南雲和夫 1992. 「韓国における障害者福祉立法の展開 障害者福祉法および障害者雇用促進法を中心として」(『賃金と社会保障』No.1075).
- 鄭鍾和 1997. 『韓国の障害者福祉施策概論 日本の障害者福祉法・制度との比較』三和社 .
- 長瀬 修 2000. 「障害学・ディスアピリティスタディーズへの導入」(倉本智明・長瀬 修編著 『障害学を語る』エンパワメント研究所).
- 西島章次・小池洋一 1997. 「ラテンアメリカの開発 市場・政府・制度」

- (小池洋一・西島章次編『市場と政府 ラテンアメリカの新たな開発枠組み』アジア経済研究所)。
- マサト・ニノミヤ, 矢谷通朗 1997. 「経済自由化と法の対応 ブラジルの事例」(小池洋一・西島章次編『市場と政府 ラテンアメリカの新たな開発枠組み』アジア経済研究所)。
- 穂坂由喜男 1997. 「タイ・障害者リハビリテーション法と障害者運動」(『季刊福祉労働』第76号)。
- 堀 勝洋 1997. 「社会保障の法的基盤」(『季刊・社会保障研究』Vol 32, No 4)。

英語文献

- Cooper, Jeremy and Stuart Vernon 1996. *Disability and the Law*. London : Jessica Kingsley Publishers.
- ESCAP(a) 1995. *Legislation on Equal Opportunities and Full Participation in Development for Disabled Persons : A Regional Review*. United Nations.
- ESCAP(b) 1996. *Report of the Meeting to Review the Progress of the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons, 1993-2002*, Bangkok, 26-30 June 1995. United Nations.
- ESCAP(c) 1999. *Report of the Regional Forum on Meeting the Targets for the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons, and Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities in the ESCAP Region*, Bangkok, 22-24 November 1999. (<http://www.unescap.org/decade/decfin.htm> (visited : 2001/12/3))
- Fuchs, Maximilian 1988. "Social Security in Third World Countries." in *Between Kinship and the State : Social Security and Law in Developing Countries*, eds. F. von Benda-Beckmann, K. von Benda-Beckmann, E. Casino, F. Hirtz, G. R. Woodman, and H. F. Zacher. Foris Publications Holland.
- Lindqvist, Bengt 2000. *Monitoring the Implementation of the Standard Rules on Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities—Final report on the Second Three-year Mission, 1997-2000*. United Nations.
- The Committee on Economic, Social and Cultural Rights, 1994. *General Comment No.5*. United Nations
- United Nations 1998. *Report of the United Nations Consultative Expert Group Meeting on International Norms and Standards Relating to Disability*.
- Waddington, Lisa 2000. "Changing Attitude to the Rights of People with Disabilities in Europe." in *Law, Rights & Disability*. ed. Jeremy Cooper. Jessica Publishers.